

(新)

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の名称		補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア	土地改良事業団体調査設計事業費補助金	調査設計事業	団体営事業の計画及び全体実施計画の作成業務	補助事業費の10分の6以内	
イ	総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
			整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
				実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
			体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は限る。
				緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は限る。
				地域防災上のリスク除去	定額
			ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内	
実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額				
ウ	災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
エ	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯は補助事業費の10分の7以内	
			機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合は限る。	
			資産評価データ整備事業	定額	

(旧)

別表第 1 (第 1 条、第 3 条関係)

補助金の名称		補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア	土地改良事業団体調査設計事業費補助金	調査設計事業	団体営事業の計画及び全体実施計画の作成業務	補助事業費の 10 分の 6 以内	
イ	総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の 10 分の 5.5 以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和 2 年度までに採択する場合は定額	
			整備事業	工事費	補助事業費の 10 分の 6 以内
				実施計画策定等	補助事業費の 10 分の 5.5 以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 2 年度までに採択する場合にあっては定額
			体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 2 年度までに採択する場合に限る。
				緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 2 年度までに採択する場合に限る。
				地域防災上のリスク除去	定額
			ハード整備の着手促進	補助事業費の 10 分の 6 以内	
実施計画策定	補助事業費の 10 分の 5.5 以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 2 年度までに採択する場合にあっては定額				
ウ	災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の 10 分の 5 以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 152 号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
エ	中山間総合整備事業費補助金	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備	補助事業費の 10 分の 6.5 以内	
			環境基盤整備	補助事業費の 10 分の 5.5 以内。集落道及び集落排水については 10 分の 6.5 以内	
			実施計画策定事業	補助事業費の 10 分の 5.75 以内	
			農地環境整備事業	補助事業費の 10 分の 6.5 以内	
オ	農業基盤整備促進事業費補助金	農業基盤整備促進事業	農業用排水施設 暗渠排水 土層改良 区画整理 農作業道 農業用地の保全 調査・調整	補助事業費の 10 分の 6 以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯は補助事業費の 10 分の 6.5 以内	
カ	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の 10 分の 6.5 以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯は補助事業費の 10 分の 7 以内	
			通作条件整備事業	機能保全計画策定事業	補助事業費の 10 分の 5.5 以内
			水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業	定額
				資産評価データ整備事業	定額
キ	農地対策農道整備事業費補助金	農村地域防災減災事業	整備事業	工事費	補助事業費の 10 分の 6 以内
				実施計画策定	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 2 年度までに採択する場合に限る。
ク	農業用水活用発電施設整備事業費補助金	地域用水環境整備事業	小水力発電整備事業	補助事業費の 10 分の 7 以内	
ケ	農業水利施設危機管理対策事業費補助金	農村地域防災減災事業	整備事業	安全施設の整備	定額。ただし、令和 2 年度に採択する場合に限る。

(新)

別表第2(第3条関係)

団体営調査設計事業実施要綱	昭和46年6月25日付け46農地D第367号農林事務次官依命通達
農業用施設災害関連事業の実施について	昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通達
ため池災害関連特別対策事業実施要綱	昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通達
農地災害関連区画整備事業実施要綱	平成元年5月29日付け元D第347号農林水産事務次官依命通達
災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱	平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通達
農山漁村地域整備交付金実施要綱	平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通達
農村地域防災減災事業実施要綱	平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通達
水利施設等保全高度化事業実施要綱	平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通達

(旧)

別表第 2 (第 3 条関係)

団体営調査設計事業実施要綱 農業用施設災害関連事業の実施について ため池災害関連特別対策事業実施要綱 農地災害関連区画整備事業実施要綱 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱 農村地域防災減災事業実施要綱 水利施設等保全高度化事業実施要綱 農業競争力強化農地整備事業実施要綱	昭和 4 6 年 6 月 2 5 日付け 4 6 農地 D 第 3 6 7 号農林事務次官依命通達 昭和 4 0 年 9 月 1 0 日付け 4 0 農地 D 第 1 1 2 9 号農林事務次官依命通達 昭和 6 1 年 4 月 4 日付け 6 1 構改 D 第 2 7 2 号農林水産事務次官依命通達 平成元年 5 月 2 9 日付け元 D 第 3 4 7 号農林水産事務次官依命通達 平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 D 第 2 3 9 号農林水産事務次官依命通達 平成 2 2 年 4 月 1 日付け 2 1 農振第 2 4 5 3 号農林水産事務次官依命通達 平成 2 5 年 2 月 2 6 日付け 2 4 農振第 2 1 1 4 号農林水産事務次官依命通達 平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け 2 9 農振第 2 7 0 2 号農林水産事務次官依命通達 平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け 2 9 農振第 2 6 0 4 号農林水産事務次官依命通達
--	---

(新)

別表第3 (第4条、第7条、第10条、第11条、第14条関係)

- 1 別表第1の「補助金の名称」欄に掲げるアからエまでの補助金に係る補助金交付申請書に添える書類は、「経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」及び「収支予算書」とし、様式は次に示すとおりとする。
- 2 1に掲げる事業に係る変更承認申請書に添える書類は、1の申請書に添える書類及び様式と同様とする。
- 3 第10条第2項に係る添付書類のうち実績報告書に添える書類は、①経費の配分及び事業計画の概要、②補助事業しゅん工調査、③直営調査、④収支精算書、⑤財産管理台帳、⑥用地買収費及び補償費調査、⑦残材料調査及び⑧購入機械器具検取調査とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 4 第11条第1項に係る添付書類のうち年度終了実績報告書に添える書類は、事業遂行状況内訳書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 5 市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者は、第14条第6項の契約に係る指名停止に関する申立書の写しを実績報告書及び年度終了実績報告書に添えるものとする。
- 6 第4条第4項の指令前着手届の提出は、三 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金に係るものについて行うものとする。

別表第1に掲げる補助金の名称	補助金交付申請、指令前着手届及び変更承認申請に添付する書類及び様式			実績報告書に添付する書類及び様式									年度終了実績報告書に添付する書類及び様式		
	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	収支予算書	指令前着手届	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	補助事業しゅん工検査調査	直営調査	収支精算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調査	残材料調査	購入機械器具検取調査	契約に係る指名停止に関する申立書(写し)	事業遂行状況内訳書		契約に係る指名停止等に関する申立書(写し)
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	別紙1	別紙3		別紙1	別紙5	別紙6	別紙7	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別記第17号様式(写し)	別紙12	別紙13	別記第17号様式(写し)
イ 総合農地防災事業費補助金	別紙2	〃		別紙2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 災害関連事業費補助金	別紙1	〃		別紙1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	別記第2号様式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(注) 実績報告書及び年度終了実績報告書に添える書類のうち、別記第19号様式の写しは、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者に限る。

(旧)

別表第3（第4条、第7条、第10条、第11条、第14条関係）

- 1 別表第1の「補助金の名称」欄に掲げるアからクまでの補助金に係る補助金交付申請書に添える書類は、経費の配分及び事業計画の概要並びに収支予算書とし、様式は次に示すとおりとする。
- 2 1に掲げる事業に係る変更承認申請書に添える書類は、1の申請書に添える書類及び様式と同様とする。
- 3 第10条第2項に係る添付書類のうち実績報告書に添える書類は、①経費の配分及び事業計画の概要、②補助事業しゅん工調書、③直営調書、④収支精算書、⑤財産管理台帳、⑥用地買収費及び補償費調書、⑦残材料調書及び⑧購入機械器具検取調書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 4 第11条第1項に係る添付書類のうち年度終了実績報告書に添える書類は、事業遂行状況内訳書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 5 市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者は、第14条第6項の契約に係る指名停止に関する申立書の写しを実績報告書及び年度終了実績報告書に添えるものとする。
- 6 第4条第4項の指令前着手届の提出は、オ...農業基盤整備促進事業費補助金、カ...地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金及びク...農業用水活用発電施設整備事業費補助金に係るものについて行うものとする。

別表第1に掲げる補助金の名称	補助金交付申請、指令前着手届及び変更承認申請に添付する書類及び様式			実績報告書に添付する書類及び様式									年度終了実績報告書に添付する書類及び様式		
	経費の配分及び事業計画の概要	収支予算書	指令前着手届	経費の配分及び事業計画の概要	補助事業しゅん工検査調書	直営調書	収支精算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調書	残材料調書	購入機械器具検取調書	契約に係る指名停止に関する申立書(写し)	事業遂行状況内訳書		契約に係る指名停止等に関する申立書(写し)
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	別紙1	別紙3		別紙1	別紙5	別紙6	別紙7	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別記第17号様式(写し)	別紙12	別紙13	別記第17号様式(写し)
イ 総合農地防災事業費補助金	別紙2	〃		別紙2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 災害関連事業費補助金	別紙1	〃		別紙1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ...中山間総合整備事業費補助金	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
オ...農業基盤整備促進事業費補助金	〃	〃	別記第2号様式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
カ...地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
キ...震災対策農道整備事業費補助金	別紙2	〃		別紙2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ク...農業用水活用発電施設整備事業費補助金	別紙1	〃	別記第2号様式	別紙1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ケ...農業水利施設危機管理対策事業費補助金	別紙2	〃		別紙2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(注) 実績報告書及び年度終了実績報告書に添える書類のうち、別記第17号様式の写しは、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者に限る。

(新)

別表第5(第7条関係)

補助事業の種類	変更事項
調査設計事業 災害関連事業 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 農村地域防災減災事業 水利施設等保全高度化事業	(1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業主体の変更 (3) 補助金の額の変更 (4) 地区相互間の補助金の額の流用 (5) 工種別の事業費の30パーセントを超える増減 (6) 工種の新設、変更又は廃止

(旧)

別表第5(第7条関係)

補助事業の種類	変更事項
<p>1. 調査設計事業 災害関連事業 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 農村地域防災減災事業 水利施設等保全高度化事業 地域用水環境整備事業 農業基盤整備促進事業 通作条件整備事業</p>	<p>(1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業主体の変更 (3) 補助金の額の変更 (4) 地区相互間の補助金の額の流用 (5) 工種別の事業費の30パーセントを超える増減 (6) 工種の新設、変更又は廃止</p>
<p>2. 中山間地域総合整備事業</p>	<p>1の項に掲げる各事項のうち(5)を除くもの</p>